

16 軽油引取税

(1) 軽油の引取数量に関する調

(単位:キロリットル)

区		分	数量		
引	取	数	量		
課	税	対	象		
		と	な		
		ら	な		
		い	数		
		量	78,284		
		差	引		
			(-)		
			832,483		
欠減量	特約業者	元	分		
		売	者		
		業	者		
		者	分		
		者	分		
			1 / 100		
			0.3 / 100		
		計	7,526		
			824,957		
その他 (申告納付等)の分	課税対象と数量	特約業者又は元売業者による燃料炭化水素油の販売量		-	
		販売業者による混和軽油等の販売量		-	
		炭化水素油の消費量		-	
		その他		1,587	
		小計		1,587	
		特約業者又は元売業者による燃料炭化水素油の販売量		-	
		販売業者による混和軽油等の販売量		-	
		炭化水素油の消費量		-	
		その他		-	
		小計		-	
		課税標準量 (-)	1,587		
合計			+		
			826,544		
特別徴収義務者数等	元売業者	本店	の	数	1
			数	20	
	特約業者	本店	の	数	80
			数	221	
計	本店	の	数	145	
		数	81		
仮特約業者	本店	の	数	241	
		数	148		

(注)

- この調は、当年度において課税したものについて作成した。
- 「引取数量」は、法第144条の2第1項及び第2項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者からの引取に係る軽油の数量を記載した。
- 「課税対象とならない数量」は、法第144条の5の規定により課税を免除された軽油の数量、免税証による引取数量及び合衆国軍隊等の引取に係る免税軽油の合計数量を記載した。
- 「その他(申告納付等)の分」は、法第144条の2第3項、第4項、第5項及び第6項の規定により課税された軽油、法第144条の3の規定によりみなす課税された軽油並びに法第144条の22第4項の規定(法第144条の25第5項において準用する場合を含む。)により課税された軽油の合計数量を記載した。
- 「特別徴収義務者数」は、平成24年2月末日現在により記載した。この場合、「本店の数」欄には、本店(本社)が本県に所在するものについてのみ記載した。

事務所別内訳

区	分	大河原	仙台南	仙台中央	仙台北	塩釜	
特別徴収義務者数	元売業者 特約業者 計	-	-	15	5	-	
		7	17	114	30	11	
		7	17	129	35	11	
引	取	27,926,509	128,079,857	697,655,412	669,594,423	14,402,319	
課税対象とならない数量及び欠減		2,432,890	5,722,494	305,987,300	468,169,267	4,033,911	
差引	課税標準量	25,493,619	122,357,363	391,668,111	201,425,156	10,368,408	
申告	納付等	55,239	91,784	142,211	382,951	524,215	
合計	課税標準量	25,548,858	122,449,147	391,810,322	201,808,107	10,892,623	
調	定	額	820,118	3,930,618	12,577,111	6,478,040	349,653

(特別徴収義務者は、平成24年2月末日現在。)